

東基連衛生管理者協議会 令和7年度第2回研修会開催報告

東基連衛生管理者協議会(会長：神津進〔HOYA株式会社 環境・安全衛生部〕)の令和7年度第2回研修会を、令和8年3月2日(月)に開催し、会員117名にご参加いただきました。

本研修会は、東基連・中労基協ビル4階ホールでの会場参加(40名)と、Web会議システムによる参加(77名)を併用したハイブリッド形式で実施しました。

研修は冒頭に神津会長から挨拶を申し上げた後、以下の構成で行いました。

- ・第1部：最近の労働衛生行政の動向
- ・第2部：衛生管理者の役割と職場巡視
- ・第3部：グループワーク



グループワーク風景



木村健康課長

神津会長

第1部 最近の労働衛生行政の動向

東京労働局労働基準部健康課健康課長 木村恭巳様より、以下の7点についてご説明いただきました。

1. 労働災害発生状況
2. 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会等について
3. 事業場におけるストレスチェックの実施について
4. 治療と就業の両立支援指針について
5. 職場における熱中症予防対策について

◆東基連衛生管理者協議会令和7年度第2回研修会開催報告	1	◆第42回安全衛生標語募集要領	9
◆第85回全国産業安全衛生大会	7	◆メンタルヘルス対策等自主点検実施結果について(調査の概要)	11
◆職場の「熱中症」を防ごう!	8	◆女性活躍推進セミナー2025開催	20

近年の労働災害の増加要因

▶ 労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、**労働災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因は、以下のようなものである。**

【高齢化による影響】

- **60歳以上の労働者数が増加**
⇒ H30年：1,022万人 → R6年：1,171万人 / H30年比：14.6%増。
- ▶ **上記以上に60歳以上の死傷者数が増加**
⇒ H30年：33,246人 → R6年：40,654人 / H30年比：22.3%増。

【第三次産業化による影響】

- **第三次産業で働く労働者の増加**（社会福祉施設では、介護需要の増加に対応できず「人材不足」の状況）
 - ▶ **安全衛生意識が必ずしも十分に醸成されていないと考えられる業種での災害の増加**
⇒ R6年(H30年比)：小売業10.3%増、社会福祉施設46.5%増、飲食店17.8%増
 - ▶ **転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する災害の増加**
⇒ R6年(H30年比)：小売業、社会福祉施設、飲食店の合計で、**転倒は25.8%増、動作の反動・無理な動作（腰痛等）は44.9%増**

ご説明資料

6. 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要等

7. 令和8年度の健康確保対策に係る取組

1. 労働災害発生状況

令和6年度の全国における労働災害による死亡者数は746名であり、過去に6,712名を記録した昭和36年、労働安全衛生法が施行された昭和47年の5,631名を経て、長期的には減少傾向にあります。一方、死傷者数は135,718名で、4年連続で増加しています。近年の労働災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因として、高齢化の影響および第三次産業化の影響が挙げられます。

2. 労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会等について

女性特有の健康課題への対応として、一般健康診断の問診票に女性特有の健康課題に係る質問を追加することが検討されています。また、健診機関及び事業場における望ましい対応を記したマニュアルが公表されています(令和8年1月)。

さらに、一般健診の法定健診項目として血清クレアチニン検査の追加、喀痰検査の削除が検討されています。また、一般健康診断問診票を活用した歯科受診勧奨について、関係団体に一層の推進への協力を依頼しています。

3. ストレスチェックの実施について

平成27年12月にストレスチェック制度が導入されてから10年となりますが、メンタルヘルス対策の取組強化のため、令和7年5月に公布された改正労働安全衛生法(令和7年法律第33号)により、50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務付けられました。

小規模事業場が円滑に制度改正へ対応できるよう、「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」が令和8年2月に厚生労働省ホームページへ公開されました。また、医師による面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充等の支援策も講じていくとされています。

4. 治療と就業の両立支援指針について

何らかの疾患で通院している就業者は全体の約4割を超え、疾病を理由に退職した者の4人に1人が最初の治療が開始されるまでに退職している状況が示されました。取組が十分でない現状を踏まえ、「治療と就

業の両立支援指針」が公表され、令和8年4月に努力義務化となります。

5. 職場における熱中症予防対策について

全国の職場における熱中症による死傷者数は、令和3年以降増加傾向にあり、令和6年は1,257名(前年比151名増)でした。令和2年～令和5年の死亡者計103名の内訳では、「初期症状の放置・対応の遅れ」によるものが100件を占めていました。東京労働局管内における令和6年の死傷者数は106名で、過去2番目に多い人数でした。

こうした状況を受け、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が発令されました。

【改正の趣旨】

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、早期発見・迅速かつ適切な対処が可能となるよう、事業者に対し以下を義務付ける。

- 早期発見のための体制整備
- 重篤化を防止するための措置の実施手順の作成
- 関係作業員への周知

【改正の概要】

以下(1)(2)を事業者には義務付け。

(1)熱中症を生ずるおそれのある作業(※)を行う際、

- 「熱中症の自覚症状がある作業員」
- 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

が報告するための体制(連絡先・担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に周知すること。

※WBGT(湿球黒球温度)28度又は気温31度以上の作業場で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間超行われることが見込まれる作業。

(2)熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際、

- 作業からの離脱
- 身体の冷却
- 必要に応じた医師の診察・処置
- 緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先・所在地

など、症状悪化を防止するための措置内容と実施手順を事業場ごとに定め、関係作業員に周知すること。

【公布日・施行日】

- 公布日：令和7年4月15日
- 施行日：令和7年6月1日

また、職場における熱中症防止対策に係る検討会では、以下の点が議論されている旨の説明がありました。

- 改正省令の認識・対策は広がりつつある一方、発災事業場では遵守状況が低い傾向があり、措置の徹底が必要。
- 「職場における熱中症予防基本対策要綱」等を基に、エビデンスに基づく修正を行い、改正省令の内容を反映したガイドラインを策定し周知する。
- 「エイジフレンドリー補助金」について、より効果的な支援のため補助対象者・補助対象製品の改善点を検討する。
- なお、身体冷却機能を有する服は製品ごとに性能に差異があるため、性能・効果を客観的に評価する方法を検討する。

6. 改正法の概要等

以下の5点について改正・施行予定(一部施行済み)である旨の説明がありました。

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
2. 職場のメンタルヘルス対策の推進
3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進
4. 機械等による労働災害の防止の促進等
5. 高齢者の労働災害防止の推進

特に3に関連して、本年度2年目となる化学物質管理強調月間では、一般産業向けと建設業向けに計2回、取組に関する説明会を開催していること、第3次産業では化学物質の使用・管理に関するさらなる意識醸成が必要であることが共有されました。

また、SDS電子化補助金については、令和8年度はケミガイドのお知らせ欄で随時公表予定である旨の説明がありました。

7. 令和8年度健康確保対策に係る取組

以下の9点について取り組む予定である旨の説明がありました。

1. 第14次東京労働局労働災害防止計画(健康分野)の推進
2. 改正労働安全衛生法等の円滑な施行
3. 過労死等労災請求事案(精神障害)による健康障害防止対策の推進
4. ストレスチェックの実施を含むメンタルヘルス対策の推進
5. 化学物質による健康障害防止対策の推進と自律的管理制度の普及
6. 熱中症対策の推進
7. 治療と就業の両立支援の周知啓発
8. 石綿による健康障害防止対策の推進
9. 腰痛対策の推進

第2部 衛生管理者の役割と職場巡視

労働衛生コンサルタントの椎野恭司様より、衛生管理者の役割と職場巡視についてご説明いただきました。

1. 衛生管理者の役割

安全衛生管理は会社のリスクマネジメントであり、発生し得る事態を想定し、事前に対策することが必要である旨の説明がありました。また、以下5点の視点を持って安全衛生管理を推進することで、法令遵守にとどまらず、組織防衛や組織活性化につながることを示されました。

- 健全な労働力の確保
- コンプライアンス
- 損害賠償請求の防止
- 顧客・人材の確保
- 取引要件化への動き

さらに、安全衛生管理活動を推進する際、日本人はリスクに対して以下のような特性を持つため注意が必要であるとの説明がありました。

- よくない結果が起きるのは運が悪いだけと考える
- 人の安全行動を過信している
- 人の能力に頼りすぎる



椎野労働衛生
コンサルタント

- 自分だけは大丈夫と考える
- 周囲の行動に合わせる
- 対策をするときは徹底的にやる
- 設備対策をコストと考える

これらを踏まえ、衛生管理者には、関係者(所属部門責任者・職場責任者・従業員・産業保健職)の連携を図り、安全衛生活動を推進することが求められるとのことでした。

2. 職場巡視

衛生管理者の職場巡視は安衛則第 11 条に定められ

ており、通達では「『作業場等を巡視する』とは、すべての作業場及び休憩所、食堂、炊事場、便所等の保健施設を巡視することをいう」とされています。漏れのない巡視のため、計画を立てて実施することが重要である旨が示されました。

また、安衛法で定められた職場巡視には、衛生管理者のほか、安全管理者・産業医、建設業関係における統括安全衛生責任者・店社安全衛生管理者等にも義務があり、それぞれの立場・専門性を生かし安全衛生意識を高める必要があること、衛生管理者にはコーディネーターとして役割分担・連携を考えることが求められる旨の説明がありました。

職場巡視のポイントは以下のとおりです。

【事前準備】

- 計画を作成する
- チェックリストを作成する
- 対象職場の情報を収集する
- 必要な道具を用意する

【実施】

- テーマを絞る
- 巡視者の安全を確保する
- チームで行う(メンバーの専門性を活用する)
- 作業者との対話を有効にする(作業者の声を持ち帰る)
- 「もし労働者にこのような作業方法をとらせたらこんな怪我をするのではないか」という視点で、人とハザードの接点を探す
- 改善提案だけでなく、良い点を見つけて伝える
- 人間関係、働き方、化学物質など衛生面の視点でも確認する

【事後措置】

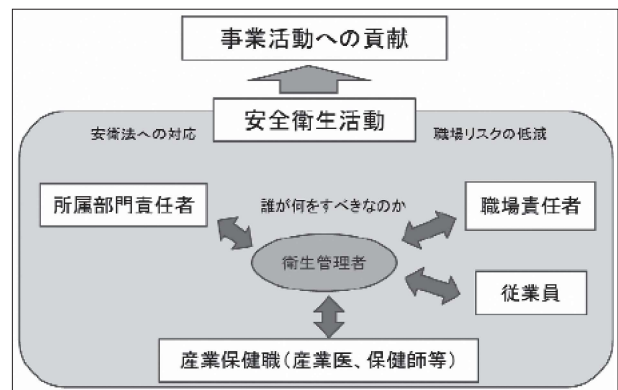
- 記録を作成する(チェックリスト、指摘事項一覧、写真等)
- リスクを評価する(問題点の見える化)
- 指摘への対応(安全衛生委員会等を活用し改善を促す)

最終的には「職場を良くする」ため、指摘事項への対応を職場と一緒に考えていくことが大切である旨が示されました。

3. その他の活動

【安全衛生委員会】

- 事務局の報告のみで終了するケースや出席率の低さが課題になりやすい。
- 対策として、分科会・専門部会の設置、委員によるパトロール、他事業場の好事例紹介等が有効。



ご説明資料

【産業保健スタッフとの連携】

- 衛生管理者は会社の窓口として、産業医・保健師・看護師等に会社の情報や要望を明確に伝えることが重要。

第3部 会場参加者によるグループワーク

以下のテーマで、計5グループに分かれてグループワークを実施しました。

- 「事務所業務における職場巡視の視点」：2グループ
- 「有害業務における職場巡視の視点」：2グループ
- 「衛生管理者としての困り事・悩み事」：1グループ

日々の業務で困っていることや自職場における取組などについて、活発な意見交換が行われました。



グループワーク発表

次回開催予定・入会案内

次回の研修会は、令和8年10月2日(金)午後の開催を予定しております。東基連衛生管理者協議会会員には、令和8年9月上旬にご案内を送付致します。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしております。

また、東基連衛生管理者協議会への入会をご希望の方は、東基連ホームページトップページの「東基連衛生管理者協議会入会のご案内」をご参照ください。

旬の労働関係情報を さらに割引した価格で提供

水町ゼミの視聴者を募集中(全基連)

旬の情報をいち早く

当協会が正会員となっている公益社団法人全国労働基準関係団体連合会では、労働関係の旬の情報を低価格で提供する「水町ゼミ」を、株式会社日本法令と提携して開講するとして、受講者(視聴者)の募集を開始しました。

水町勇一郎早稲田大学教授が、令和8年4月～令和9年3月の毎月第3水曜日の18:30～20:00を目途に計12回、労働関係の法改正、政策・裁判例など「旬」の話題についてオンライン配信により解説します。また、参加者からの質問にもリアルタイムで答えます。なお、オンデマンド配信(1か月間)にも対応します。

割引価格が適用

お申込みの際に、「申込み区分」の「全基連・県労働基準協会」をお選びいただくと、一般4,400円/月(税込)のところ、2,970円/月(税込)の割引価格が適用されます

(1) WEBサイトからのお申し込みはこちら(外部サイト=株式会社日本法令のサイト=に移動します)

※「申込ページ」において「ご入会を希望する研究会をお選びください。」欄の上から3番目の選択肢を選んでお申込みください。【▶ 遷移用 QR コード】

(2) メールでのお申込みはこちら → kenkyukai@horei.co.jp



水町ゼミの
概要ページ

水町ゼミの
申込ページ